

紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書

Protocol relating to the Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-keeping and Security

署名：1999年12月10日（ロメ）

私たち、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の国家元首政府首脳は、
1993年7月23日にコトヌで署名された ECOWAS 修正条約、特にその第 58 条に留意し、
アフリカ統一機構（OAU）憲章の関連する条項に留意し、
国連憲章、特に第 6 章、第 7 章、第 8 章に留意し、
人の自由移動、居住と営業の権利に関する A/P1/5/79、A/SP2/7/85、A/SP1/7/86、A/SP1/6/88、
A/SP2/5/90 の条項に留意し、

1978年4月22日にラゴスで署名された不可侵議定書と 1981年5月29日にフリータウンで署名された防衛相互援助に関する議定書、特に加盟国への武力の脅威または侵略に対して防衛のための相互支援と援助を提供することを定めた決意を想起し、

1997年6月9日にアビジャンで署名された不可侵防衛援助協定（ANAD）の枠組み合意を考慮し、
1981年12月14日にダカールで署名された、前述の枠組み合意の強化に関する議定書を、その後の議定書とともに考慮し、

1991年7月6日にアブジャで採択された、自由、国民の権利、民主化に関する ECOWAS 政治原則宣言への私たちのコミットメントを再確認し、

1992年7月29日にダカールで署名された犯罪問題における相互援助に関する議定書、および 1994年8月6日にアブジャで署名された送還に関する議定書の関連条項を想起し、

OAU 国家元首政府首脳会議第 29 回会期で採択された、アフリカにおける紛争予防・管理・解決メカニズム創設に関する 1993年6月23日のカイロ宣言を想起し、

アフリカ大陸における平和と安全への脅威となり、かつ人民の生活水準を向上させようとする私たちの努力を阻害する紛争拡大について憂慮し、

一般市民、特に女性と児童の苦痛を緩和し、紛争または自然災害の後に日常生活を回復する効果的な政策の必要性を確信し、かつ人道分野においてさらに努力することを熱望し、

グッドガバナンス、法の支配、持続可能な開発は、平和と紛争予防にとって基本的なものであると

いう事実を意識し、

1998年10月30-31日にアブジャで開催された ECOWAS 国家元首政府首脳最高会議第 21 回会期で採択された、小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言を想起し、

1999年3月24日にバマコで開催された、PCASED の効果的実施に関する ECOWAS 外相会合の成果を想起し、

国境を超えた犯罪、小火器の拡散、すべての密輸が、危険と不安定の拡大を促し、準地域の経済社会的開発を疎外することを確信し、

こうした現象は、強化され、よく調整された多国間協力の枠組みでしか解決することができない深刻な社会経済的問題をもたらすことを意識し、

関連する条約と議定書をより適切で、より効果的で、より実践的なものにする必要性を認識し、

ECOWAS 停戦監視団 (ECOMOG) を通じた紛争解決の成果をさらに高めることを期待し、

1998年10月31日にアブジャで採択された、ECOWAS 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する A/DEC.11/10/98 決議を想起し、

前述の決議実施のための構造を創設することを期待し、

ここに、以下について合意する。

定義

本議定書においては、

「条約」とは、1993年7月24日にコトヌで署名された西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 修正条約を意味し、

「共同体」とは、条約第 2 条で言及された西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「最高会議」とは、条約第 7 条によって設けられた西アフリカ諸国経済共同体国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「仲介安全保障理事会」とは、本議定書第 8 条によって定義された仲介安全保障理事会を意味し、

「防衛安全保障委員会」とは、本議定書第 18 条によって定義された防衛安全保障委員会を意味し、

「事務局長」とは、条約第 18 条にしたがって任命された ECOWAS 事務局長を意味し、

「顧問会議」とは、本議定書第 20 条によって定義された顧問会議を意味し、

「大使級会議」とは、本議定書第 14 条によって定義された大使会議を意味し、

「特別代表」とは、本議定書第 32 条によって定義された特別代表を意味し、

「事務次長」とは、本議定書第 16 条によって定義された政務・防衛・安全保障担当事務次長を意味し、

「組織」とは、本議定書第 4 条のもとで定められたすべての構成体を意味し、

「補助機関」とは、本議定書第 17 条のもとで定められたすべての構成体を意味し、

「監視モニタリングセンター」とは、条約第 58 条のもとで定められ、本議定書第 23 条のなかで言及された地域平和安全保障モニタリングセンターを意味し、

「ECOMOG」とは、本議定書第 21 条において定義された共同体介入軍を構成する ECOWAS 停戦監視団を意味し、

「総司令官」とは、本議定書第 33 条にしたがって任命される総司令官を意味し、

「国境を超えた犯罪」とは、加盟国の国境を超えて活動し、または、犯罪が実際に起きた国と隣接する 1 つあるいは複数の諸国を拠点とする共犯者との共謀によって活動し、または、いずれかの加盟国になんらかの関係がある自国および/または外国の犯罪者、組織、ネットワークによって組織または実施されたすべての犯罪を意味し、

「危機にある加盟国」とは、武力紛争を経験している加盟国に加えて、もし、放置されれば、深刻な人道的悲劇をもたらし、または、準地域あるいは民主的に選出された政府の転覆あるいは転覆未遂に直面した加盟国の平和と安全を脅かすことになりかねない極めて緊迫した深刻な問題または状況に直面している加盟国を意味する。

第 1 章

メカニズムの設立、原則、目的

第 1 条 設立

「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム」と称する、集団的な安全保障と平和のためのメカニズムを西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）内に設立する。

第 2 条 原則

加盟諸国は、人および人民の権利に関するアフリカ憲章に加えて、国連（UNO）憲章、アフリカ統一機構（OAU）憲章、世界人権宣言、特に以下の基本原則へのコミットメントを再確認する。

- (a) 経済社会開発と諸国民および諸国家の安全は不可分に結びついていること
- (b) 良い近隣関係を強化することに貢献する、人の自由移動と居住および営業の権利の伸長と強化
- (c) 各加盟国における民主的制度とともに民主的政府の伸長と強化
- (d) 基本的人権と自由の擁護と国際的な人道法の支配
- (e) 主権国家の平等

(f) 加盟国の領土保全と政治的独立。

第3条 メカニズムの目的

メカニズムの目的は以下のとおり。

- (a) 1998年10月31日のA/DEC.11/10/98決議にしたがって批准されたメカニズム枠組みの第46項で示された条件のもとで、国内および国家間紛争を予防し、管理し、解決すること
- (b) 修正条約第58条の関連する規定を履行すること
- (c) 不可侵、防衛相互援助、人の自由移動、居住および営業の権利に関する諸議定書の関連する規定を履行すること
- (d) 紛争予防、早期警戒、平和維持活動、国境を超えた犯罪の規制、国際テロリズム、小火器と対人地雷の拡散の諸分野における協力を強化すること
- (e) 共同体内の平和、安全保障、安定を維持し強化すること
- (f) 人道救援活動の組織化と調整を可能にするような組織を設立し、政策を立案すること
- (g) 予防外交と平和維持の諸分野における加盟諸国間の緊密な協力関係を伸長すること
- (h) 必要が生じた場合に、準地域における平和の維持または回復のために文民および軍事組織を構成し派遣すること
- (i) 国家間紛争をしばしば生ぜしめる原因ともなる、近隣加盟諸国間が共有する天然資源の合理的および平等な管理のための適切な枠組みを設立すること
- (j) 環境を保護し、破壊された環境を自然な状態に回復するための手段を講じること
- (k) 加盟諸国の文化遺産を保護すること
- (l) 反汚職、マネー・ロンダリング、小火器の非合法的な流通に関する政策を立案・実施すること。

第2章

メカニズムの組織

第4条 組織

メカニズムの組織は以下のとおり。

- (a) 最高会議
- (b) 仲介安全保障理事会
- (c) 事務局
- (d) その他、最高会議が設立する組織

第5条 最高会議の構成と会議

1. 最高会議は、修正条約第7条1項で定められているとおり、加盟諸国国家元首政府首脳によって構成される。
2. 最高会議は、可能な限り頻繁に会合をもつ。

第6条 任務

1. 最高会議は、メカニズムの最高意思決定機関となる。
2. それは、紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障、人道支援、平和構築、国境を超えた犯罪の規制、小火器拡散に関するすべての事項と本メカニズムの規定が定めた他のすべての事項に関して行動する権限を有する。

第7条 権限の委任

最高会議は、条約第9条と前述の第6条のもとで定められた広範な権限を毀損することなく、仲介安全保障理事会に対して、本メカニズムの規定を履行するための適切な決定を代行するように委任する。

第8条 仲介安全保障理事会の構成

1. 仲介安全保障理事会は、最高会議が選出した7カ国を含む9つの加盟諸国によって構成される。他の2つの構成国は、現職と過去直近の最高会議議長国となる。この2カ国は、仲介安全保障理事会の理事国に自動的になる権利を有する。
2. 仲介安全保障理事会の選出構成国は、延長可能な2年の任期で理事会を構成する。

第9条 定足数と表決

1. 仲介安全保障理事会の会議は、構成国の3分の2の出席によって成立する。
2. 仲介安全保障理事会の表決は、出席している構成国の3分の2以上の多数決投票による。

第10条 任務

1. 仲介安全保障理事会は、最高会議に代わって、準地域の平和と安全に関する事項について決議を行う。また、本議定書のすべての規定を履行する。
2. 本議定書第7条と前述の第1項の規定に応じて、仲介安全保障理事会は、

- (a) 平和と安全に関するすべての事項について決議し、
- (b) 紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のためのすべての政策を決定し履行し、
- (c) すべての形態の介入に権威を与え、特に政治および軍事ミッションの派遣に関して決定し、
- (d) そうしたミッションの権限と活動範囲を承認し、
- (e) 進捗状況に基づいて、定期的に権限と活動範囲を見直し、
- (f) 事務局長の助言に基づいて、事務局長特別代表と総司令官を任命する。

第 11 条 仲介安全保障理事会の会議

1. 仲介安全保障理事会の審議は、国家元首政府首脳、閣僚、大使という 3 つのレベルでもたれる。
2. 仲介安全保障理事会のすべての会議は、現職の最高会議議長国として選出された加盟国が議長を務める。

第 12 条 国家元首政府首脳級会議

1. 仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳は、通常会期として少なくとも年 2 回会議をもつ。必要が生じたとき、または理事会構成国の単純過半数の要請があるときには、特別会期が議長国によって開催される。
2. 仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳は、作戦ミッションを含む、その権威と権限のもとにあるすべての事項について最終決定をし、そうしたミッションの活動範囲を承認する。

第 13 条 閣僚級会議

1. 仲介安全保障理事会の外務、国防、内務、安全保障担当閣僚は、準地域の政治・安全保障状況一般を検討するために少なくとも 3 カ月に 1 回会議をもつ。また、必要に応じて会議をもつことができる。
2. 閣僚級会議の勧告は、仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳に提出される。

第 14 条 大使級会議

1. ECOWAS 加盟諸国は、ECOWAS 事務局常駐代表として大使を派遣する。こうした大使は、ナイジェリアに対する大使であってもかまわない。
2. 仲介安全保障理事会構成国の大使は、準地域の平和と安全に関する事項を検討するために月 1 回会議をもつ。また、必要に応じて会議をもつことができる。
3. 大使級会議のすべての報告書と勧告は、事務局長を通して、仲介安全保障理事会構成国と関係

加盟諸国に送付される。また、報告書は、仲介安全保障理事会の閣僚級会議に提出され、検討される。

第 15 条 事務局長の機能と任務

1. 事務局長は、準地域における紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のための行動を起こす権限を有する。そうした行動のなかには、紛争当事者の事実調査、仲介、助長、交渉、調停が含まれる。
2. 事務局長の機能は以下の事項を含む。
 - (a) 仲介安全保障理事会に対して特別代表と総司令官の任命に関する推薦を行うこと
 - (b) 顧問会議の構成員を任命すること
 - (c) 政治、運営、展開活動に責任を負い、ミッションのための後方支援を提供すること
 - (d) 仲介安全保障理事会と加盟諸国に対して提出するメカニズム活動報告書を定期的に作成すること
 - (e) 状況に鑑みた判断に基づいて事実調査と仲介のミッションを派遣すること
 - (f) 最高会議議長と協議の上で、仲介安全保障理事会、顧問会議、防衛安全保障委員会のすべての会議を開催すること
 - (g) 仲介安全保障理事会のすべての決定を履行すること
3. ECOWAS 事務局は、仲介安全保障理事会と防衛安全保障委員会に仕える。
4. 本メカニズムの規定の履行において、事務局長は、政務・防衛・安全保障担当の事務次長の補助を受ける。

第 16 条 事務次長

1. 政務・防衛・安全保障担当事務次長は、事務局長の監督のもと、本メカニズムの履行に関するすべての活動を実施する。
2. 政務・防衛・安全保障担当事務次長の部署は、条約第 18 条 4 項(a)にしたがって任命された法定幹部公務員が統括する。次長は、必要に応じて、その統轄下に以下を含む適切な部局をもつ。
 - (a) 政務局
 - (b) 人道問題局
 - (c) 防衛安全保障局
 - (d) 監視モニタリングセンター
 - (e) その他、仲介安全保障理事会の推薦に基づいて閣僚理事会が設けることのできる部局

第3章

メカニズムの組織の補助機関

第4条で定められた組織は、その任務を遂行するにあたって、本議定書第17条に列挙される補助機関の支援を受ける。

第17条 設立

以下の補助機関が、仲介安全保障理事会を支援するために設立される。

- (a) 防衛安全保障委員会
- (b) 顧問会議
- (c) ECOWAS 停戦監視団 (ECOMOG)

第18条 防衛安全保障委員会の構成

1. 加盟諸国の以下の代表が、防衛安全保障委員会を構成する。
 - (a) 参謀総長または同職に相当する者
 - (b) 国内問題と安全保障に責任を負う官僚
 - (c) 外務大臣の専門家
 - (d) 議題に応じて、以下のいずれかの行政分野の長が招請される。
 - (i) 入国管理
 - (ii) 税関
 - (iii) 麻薬対策機関
 - (iv) 国境警備隊
 - (v) 治安部隊

第19条 任務

1. 防衛安全保障委員会は、平和維持活動に関する技術面および運営面での問題を検討し、必要な後方支援を判断する。委員会は、以下の分野において仲介安全保障理事会を支援する。
 - (a) 平和維持軍の任務の策定
 - (b) 同軍の活動範囲の確定
 - (c) 総司令官の任命
 - (d) 部隊構成の決定

2. 防衛安全保障委員会は、四半期に1回および必要なときに会議をもつ。委員会は、監視モニタリングセンターからの報告書を検討し、仲介安全保障理事会に勧告を行う。

第20条 顧問会議の構成と任務

1. 事務局長は、ECOWAS に代わって、その立場と経験を仲介者、調停者、助長者として用いることができる卓越した人材のリストを毎年作成する。同リストには、女性、政治・伝統・宗教指導者を含む多様な分野からの卓越した人材が含まなければならない。同リストは、国家元首政府首脳レベルの仲介安全保障理事会の承認を受ける。
2. こうした人材は、必要に応じて、事務局長または仲介安全保障理事会からある特定の紛争に対応してくれるように要請を受ける。
3. 状況が必要とする場合には、事務局長は、承認されたリストに記載されている卓越した人材を招集し、それが顧問会議を構成する。
4. 顧問会議の構成と任務は、事務局長が、遂行されるべきミッションに基づいて定める。
5. ある特定の状況に対応するために選出された顧問会議構成員は、事務局長に報告を行う。
6. 事務局長は、本条2項と3項の規定にしたがってとられるイニシアティブに関して、仲介安全保障理事会に報告を行う。
7. 顧問会議の構成員は、そのミッションを遂行するにあたって、中立、不偏、客観的でなければならない。

第21条 ECOMOG の構成

ECOWAS 停戦監視団 (ECOMOG) は、各国内にあって直ちに出勤できるように準備されたいくつかの待機多目的部隊 (文民と軍人) から構成される。

第22条 ECOMOG の機能

ECOMOG は、以下の任務に責任を負う。

- (a) 監視とモニタリング
- (b) 平和維持と平和回復
- (c) 人道的災害における人道的介入
- (d) 経済封鎖を含む制裁の強制
- (e) 予防外交
- (f) 平和構築、武装解除、動員解除

(g) 不正と組織犯罪の管理を含む警察活動

(h) その他、仲介安全保障理事会が委託するあらゆる活動

第4章

準地域的な平和・安全保障監視システム（早期警戒）

早期警戒システムまたは「システム」として知られる準地域的な平和安全保障監視システムが、紛争予防の目的のために修正条約第58条にしたがって設けられる。システムは、以下によって構成される。

- a. 事務局に置かれる監視モニタリングセンター
- b. 準地域における監視モニタリング圏域

第23条 監視モニタリングセンター

1. 監視モニタリングセンターは、事務局の用に供するデータ収集、分析、報告書の作成に責任を負う。
2. センターは、国連機関、アフリカ統一機構、研究所、その他、国際的、地域的、準地域的な関連機関と協力する。

第24条 監視モニタリング圏域

1. 加盟諸国は、隣接性、意思伝達の容易さ、効率性に基づいて圏域に分けられる。各圏域は、番号によって識別され、それぞれ圏域本部をもつ。以下の4つの圏域が設けられる。

圏域番号	国名	圏域本部所在地
<u>第1圏域</u>	カボベルデ	バンジュール
	ガンビア	
	ギニア・ビサウ	
	モーリタニア	
	セネガル	
<u>第2圏域</u>	ブルキナファソ	ワガドゥグ
	コートジボアール	
	マリ	
	ニジェール	

第3 圏域	ガーナ	モンロビア
	ギニア	
	リベリア	
	シエラレオネ	
第4 圏域	ベニン	コトヌ
	ナイジェリア	
	トーゴ	

2. 前述 1 項に定められた圏域分けは、必要に応じて、国家元首政府首脳最高会議によって変更される。
3. 各圏域本部は、事務次長の部署を通じて、事務所を提供され、事務局長の権威下に置かれる。
4. 加盟諸国は、特権と免除に関する ECOWAS 一般議定書と本部合意によって定められた、事務所の不動産・動産・人員の特権・免除・安全に準じて、圏域本部の活動の自由を保障する。
5. 圏域事務所は、受入国、地元または国際的な機関と業務関係を維持する。
6. 圏域事務所は、毎日国別に、圏域と準地域の平和と安全に影響を与える指標についてのデータを収集する。
7. 圏域本部は、収集されたデータを分析し、監視モニタリングセンターに送付する報告書を作成する。したがって、各圏域本部は、監視モニタリングセンターと適切なコミュニケーション手段によって直接結びつけられなければならない。

第5章

メカニズムの適用

第25条 適用条件

メカニズムは、以下のいずれかの状況において適用される。

- (a) いずれかの加盟国に侵略または紛争、あるいはそうした脅威がみられる場合
- (b) 2 つ以上の加盟諸国の間に紛争がみられる場合
- (c) 国内紛争の場合
 - (i) 人道的災禍を誘発する恐れがあるか、
 - (ii) 準地域における平和と安全への深刻な脅威となる場合
- (d) 人権と法の支配の深刻かつ大規模な侵害がみられる場合
- (e) 民主的に選出された政府の転覆あるいは転覆未遂がみられる場合

- (f) その他、仲介安全保障理事会が定める状況

第 26 条 開始の権限

メカニズムは、以下のいずれかによって開始される。

- (a) 最高会議の決定
- (b) 仲介安全保障理事会の決定
- (c) 加盟国の要請
- (d) 事務局長のイニシアティブ
- (e) アフリカ統一機構と国連の要請

第 27 条 手続

メカニズムは、以下のいずれかの手続にしたがって適用される。

- (a) 事務局長が、仲介安全保障理事会加盟諸国に通報し、議長との協議のもとで、すべての必要かつ緊急の措置を講じる。
- (b) 仲介安全保障理事会が、複数の選択肢を協議し、介入に関する最適の行動について決定する。そうした選択肢には、顧問会議への依頼、事実調査・政治・調停ミッションの派遣、または ECOMOG の介入が含まれる。
- (c) 仲介安全保障理事会が、ミッションを設け、その活動範囲を決める権限を事務局長に付与する委任状を発する。
- (d) 必要な場合には、仲介安全保障理事会は、事務局長特別代表や ECOMOG 総司令官等の主要な幹部を任命する。
- (e) 仲介安全保障理事会は、状況に関する報告書をアフリカ統一機構と国連に提出する。
- (f) 事務局は、活動に必要なすべての資源を動員する。

第 6 章

紛争管理

第 28 条 複合待機部隊

1. ここに加盟諸国は、ミッションの達成のために必要な陸軍、空軍、海軍、憲兵隊、警察、その他の軍事、準軍事または文民組織のための適切な資源を ECOMOG 部隊に使用させることに合意する。
2. 各加盟国は、各加盟国との協議の後に決定される規模の部隊を ECOMOG に提供する。

3. こうした部隊の規模は、現場の状況に鑑みて見直される。

第 29 条 軍の任務と派遣部隊のミッション

軍が派遣された際には、部隊の規模、任務、ミッションは、現場の進捗状況によって変更される。

第 30 条 複合待機部隊の訓練と準備

1. 事務局長は、関係部局を通して、および加盟諸国と協議の上で、多様な分野、特に国際人道法と人権の分野での待機部隊の一部を構成する文民と軍人の人材訓練に貢献する。
2. この点に関して、事務局長は、
 - (a) 国内の学校と訓練所における共通の訓練プログラムと指揮マニュアルの開発を支援し、
 - (b) コートジボアールとガーナの地域センターにおいて部隊人員向けの基礎訓練・上級訓練コースを実施し、
 - (c) 本メカニズムの履行のために、こうした諸センターを地域センターへと統合するために努力し、
 - (d) 幕僚・司令官のための定期的訓練と合同演習の開催のために必要な措置を講じる。

第 31 条 監視ミッション

1. 加盟諸国が提供した非武装の文民と軍人の人員が、単独、または武装した人員と共同で派遣されることもある。こうした人員は、とりわけ、停戦、武装解除、動員解除、選挙、人権の尊重、人道活動を監視しモニタリングし、通報されたいかなる不正または苦情も調査する。こうした人員は、仲介安全保障理事会が定めた活動範囲のなかでそうした他の活動を展開する。
2. 監視ミッションは、活動と見出された事実について事務局長に報告する。

第 32 条 特別代表の任命と任務

1. 仲介安全保障理事会は、事務局長の勧告に基づいて、ECOMOG が展開する各活動に対して特別代表を任命する。
2. 特別代表の主張な機能と任務は、以下の諸点を含む。
 - (a) ミッションの長を務め、ミッションの政治面での責任を負うこと
 - (b) 平和維持活動を指揮し、当事者、近隣諸国、紛争解決に関わる他の政府との政治外交交渉を開始すること
 - (c) 必要に応じて、ミッションの状況と活動を部隊提供諸国と他の諸国に説明すること

- (d) ミッションが展開する地域で人道支援と平和構築の活動に携わる NGO を含む準地域的および国際的組織の活動を調整すること
- (e) 事務局長と頻繁に連絡をとり、定期報告書を提出すること

第 33 条 ECOMOG 総司令官の任命と任務

1. ECOMOG 総司令官は、事務局長の勧告に基づき、また防衛安全保障委員会との協議の上で仲介安全保障理事会によって活動毎に任命される。
2. ECOMOG 総司令官の機能と任務は、以下の諸点を含む。
 - (a) 総司令官は、ミッションの作戦、運営、後方支援面での計画の効率性に責任を負うこと
 - (b) 総司令官は、すべての作戦行動に関して部隊司令官に命令を発すること
 - (c) ミッション地域における人道組織の人員と物資の安全を確保すること
 - (d) ECOMOG 総司令官は、特別代表を通じて、事務局長に対して説明責任を負うこと

第 34 条 指揮系統

1. 特別代表は、事務局長に直接報告する。
2. 総司令官は、特別代表を通じて事務局長に報告する。
3. すべての部隊司令官は、総司令官に直接報告する。
4. すべての文民班は、特別代表に直接報告する。

第 35 条 加盟諸国の機能

条約と本議定書によって定められた責務に加えて、

- (a) 各加盟国は、要請のある場合には、必要な装備と物資を備えた待機部隊を直ちに提供し、
- (b) ここに加盟諸国は、特に領内における ECOMOG の自由移動といった、メカニズムのために必要とされるすべての形態の援助と支援を含む本議定書の任務を遂行するために ECOWAS と全面的に協力することを約束する。

第 7 章

メカニズムの財政

第 36 条 資金

1. 事務局長は、メカニズムの活動を財政的に可能にするための資金に関する規定を年度予算に盛り込む。共同体税の適用条件を規定する議定書が発効し次第、前述した税の一定の割合がこう

した活動のために割り当てられる。

2. 資金確保のための特別の要請が国連と他の国際機関に対してなされる。
3. 活動資金は、OAU、自主的な拠出、二国間と多国間の出所からの無償資金協力からも確保される。

第 37 条 一時財政立替

1. 部隊提供諸国は、当初 3 カ月間については、活動費用を負担することが望まれる。
2. ECOWAS は、そうした諸国が一時負担した費用を最長 6 カ月以内に返金し、それ以後は、活動費用を負担する。

第 38 条 後方支援

部隊輸送を含む後方支援の構成については、事務局が、受入国と部隊提供諸国と協議の上で決定する。

第 38 条 報酬と勤務条件

人員の報酬と勤務条件は、閣僚理事会が、仲介安全保障理事会の勧告を受けて決定する。

第 8 章

人道支援

ECOWAS は、人道支援の調整と実施において積極的機能を果たす。

第 40 条 ECOWAS の責務

1. ECOWAS は、危機、紛争、災害の際に、人々の苦勞を緩和し、日常生活を回復するために介入する。
2. この点に関連して、ECOWAS は、紛争予防・管理の目的のために人道的行動を効率的に実施する独自の能力を開発する。
3. 加盟国の環境が深刻に破壊された地域では、修復のための適切な方策が講じられる。
4. ECOWAS は、紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のためのイニシアティブにおける女性の役割を認識し、奨励し、支援する。

第 41 条 他の機関との協力

1. ECOWAS は、以下の組織と機関と協力する。
 - (a) 国別、地域 NGO と宗教団体
 - (b) アフリカ統一機構、国連とその他の機関
 - (c) 人道分野に関与するその他の国際組織
2. ECOMOG 部隊は、事務局長特別代表の指揮のもとでミッション地域において人道活動を展開するのに十分な装備をもつ。
3. ECOMOG は、すべての国別、地域、国際機関に特に安全面で支援を提供する。
4. 必要が生じた際には、ECOMOG は、現場における人道機関の活動の調整を行う。

第 9 章

平和構築

ここに共同体は、継続して実施されるべき、平和を構築するための段階的戦略を採用する。

第 42 条 ECOWAS 平和構築組織能力

1. ECOWAS は、社会政治的混乱を抑制するために、加盟諸国における選挙の準備、実施、監督に関与する。ECOWAS はまた、加盟諸国の民主的制度の発展をモニタリングし、積極的に支援する。
2. ECOWAS は、紛争から回復しつつある加盟諸国が国家的、社会的、経済的、文化的再建を行う能力を向上することができるように支援する。
3. この点に関連して、すべての ECOWAS 金融機関は、社会復帰再建プログラムへの資金提供を促進する政策を発展させる。

第 43 条 敵対時の平和構築

相対的平和がある圏域においては、優先順位は、紛争から生じる社会経済的状況の悪化を削減するための政策の履行と合致するものでなければならない。

第 44 条 敵対終了時の平和構築

ECOWAS は、暴力的な紛争によって不本意にも影響を受けてきた加盟諸国に対して、以下の活動を実施する。

- (a) 交渉によってもたらされる平和の強化
- (b) 社会と政府組織の政治的、社会的、経済的再建のための条件整備

- (c) 児童向けのものを含む武装解除、動員解除、社会復帰プログラムの実施
- (d) 難民と国内避難民の再定住と社会復帰
- (e) 児童、老人、女性、その他の精神的外傷を受けた社会グループを含む個人への支援

第 45 条 政治権威の回復

ECOWAS は、政府の権威が不在であり、または深刻なまでに侵蝕されてきた状況において、政治権威回復のためのプロセスを支援する。そうした支援には、関連する地域的または国際的機関との協力のもとでの選挙プロセスの準備、実施、モニタリング、管理が含まれる。政治権威の回復は、人権の尊重、法の支配の拡大、司法をめぐる発展と同時に実施される。

第 10 章

準地域安全保障

第 46 条 国境を超えた犯罪の規制

(省略)

第 47 条 政策調整

(省略)

第 48 条 反汚職措置

(省略)

第 49 条 マネー・ロンダリングに対する措置

(省略)

第 50 条 小火器拡散規制

ECOWAS は、正当な国家の防衛と治安のニーズおよび国際的な平和維持活動を考慮し、以下の諸点のための効果的な措置を講じる。

- (a) 小火器の輸入・輸出・製造を規制し、小火器の流通を根絶する。
- (b) 合法的な所有武器の移動と使用を登録し、規制する。
- (c) すべての非合法的な武器を捜索し、回収し、廃棄する。
- (d) すべての余剰武器を回収し廃棄するように加盟諸国に促す。

第 51 条 小火器の非合法流通に対する予防措置

1. ECOWAS は、小火器の密輸と流通に対抗するためにすべての必要な措置を講じる。こうした措置には、以下の諸点を含む。
 - (a) 平和の文化の醸成
 - (b) 軍事、治安、警察の部隊の訓練
 - (c) 国境監視所における武器規制の強化
 - (d) データベースと地域的な武器登録制度の設立
 - (e) 余剰非合法武器の回収と廃棄
 - (f) 製造国・供給国との対話の促進
 - (g) 国内法制と行政手続の見直しと調整
 - (h) 資源の動員
2. ECOWAS は、前述 1 項で示された措置の効果的な履行のために、組織的および活動上の能力と加盟諸国の能力を強化する。
3. 事務局の政務・防衛・安全保障局は、すべてのプログラムと活動の履行を調整しモニタリングし、圏域本部からの情報を分析する。
4. 加盟諸国は、国家レベルでの具体的措置の調整を促進し確保するために、ECOWAS によって採択されたガイドラインにしたがって、関連当局と市民社会の代表者からなる国家委員会を設ける。
5. ECOMOG 平和維持活動の最初の時点において、すべての提供された小型武器と弾薬は、活動終了時点での除去とその効果的な規制を確実なものとするために、事務局に申告される。
6. 武装解除活動によって回収されたすべての武器は廃棄される。

第 11 章

アフリカ統一機構、国連、他の国際機関との協力

第 52 条 協力

1. ECOWAS は、その目的を追求するために、アフリカ統一機構（OAU）、国連（UNO）その他の関連する国際機関と協力する。
2. ECOWAS は、メカニズムの履行のために、OAU 紛争予防・管理・解決メカニズムと全面的に協力する。
3. ECOWAS は、国連憲章第 7 章と第 8 章にしたがって、本メカニズムの目的を追求するために

とられるいかなる軍事介入についても国連に通告する。

第 12 章

特別規定

第 53 条 廃止

1. 本議定書の規定は、本議定書の精神と反する、1981 年 5 月 29 日に署名された防衛相互援助に関する議定書のすべての規定に取って代わる。
2. 本議定書の規定と両立しない、1978 年 4 月 22 日に署名された不可侵議定書の規定は、ここに無効とする。
3. 本議定書の規定から生じる見解は、ある加盟国と第三国との間の条約あるいは合意の精神に反するものとして解釈されない。そうした条約あるいは合意が本議定書の精神に矛盾していない場合に限って、規定を無効とする。

第 54 条 準地域機関の整理統合

1. ECOWAS は、本メカニズムと類似した目標と目的をもつ、準地域のすべてのメカニズム、組織、機関を整理統合するために必要な措置を講じる。
2. この目的のために、ANAD は ECOWAS の一専門機関に改組されるかもしれない。

第 13 章

一般最終規定

第 55 条 改正

1. いずれの加盟国も、本議定書の改正および見直しのための提案を提出することができる。
2. そうしたいずれの提案も、事務局長に提出され、事務局長が提案の受理から 30 日間以内に加盟諸国に通知する。改正および見直しは、少なくとも 1 カ月の事前猶予期間が加盟諸国に与えられなければ、最高会議において協議されてはならない。
3. 改正と見直しは、最高会議によって採択される。

第 56 条 脱退

1. 本議定書からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による 1 年間の事前通告を与えなければならない。1 年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は議定書の当事国であることを停止する。

2. 前項で言及された1年間、その加盟国は本議定書の規定を遵守し、本議定書のもとの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

第57条 効力発生

1. 本議定書は、国家元首政府首脳による署名によって暫定的に効力を生じる。したがって、署名諸国と事務局は、本メカニズムの規定の履行を署名とともに開始する。
2. 本議定書は、少なくとも9つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちに確定的に効力を生じる。

第58条 寄託

1. 本議定書とすべての批准書は事務局に寄託され、事務局は認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構(OAU)、国連(UN)、最高会議が定める他の機関に同議定書を登録する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1999年12月10日にロメにて。

ともに等しく正文である英語、仏語、ポルトガル語の原本を作成した。

署名

ベニン共和国	マチュー・ケレク大統領閣下
ブルキナファソ	ブレイズ・コンパオレ大統領閣下
カボベルデ共和国	A・D・モテイロ商業産業エネルギー大臣閣下
コートジボアール共和国	アンリ・コナン・ベディエ大統領閣下
ガンビア共和国	I・ンジエ＝サイディ・ローリングス副大統領閣下
ガーナ共和国	ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下
ギニア共和国	Z・アビディン・サヌーシ外務大臣閣下
ギニア・ビサウ共和国	ホセ・ペレイラ・バティスタ外務国際協力大臣閣下
リベリア共和国	エノク・ドゴレア副大統領閣下
マリ共和国	アルファ・ウマール・コナレ大統領閣下
モーリタニア・イスラーム共和国	S・M・O・ブバカール大使閣下

ニジェール共和国	ダウダ・マラム・ワンケ大統領閣下
ナイジェリア連邦共和国	オルセグン・オバサンジョ大統領閣下
セネガル共和国	アブドゥ・ディウフ大統領閣下
シエラレオネ共和国	アハメド・テジャン・カバー大統領閣下
トーゴ共和国	ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下